

諫早市道の駅251いいもりじゃがーロード
休憩施設使用許可申請書

令和 年 月 日

諫早市長 大久保 潔 重 様

住 所 _____

氏名・名称 _____

電 話 _____

休憩施設を使用したいので、諫早市道の駅251いいもりじゃがーロード条例施行規則第10条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 使用目的						
2 使用施設	軒下ひろば（1㎡単位） 芝生ひろば（1区画（25㎡）単位）					
3 使用日時	令和 年 月 日（ 曜日）から 令和 年 月 日（ 曜日）まで					
4 使用料 ※	施設名	使用 日数 A	1日当たり の使用料 B	使用面積 ・区画 C	営利目的 の場合 D	合計 E (A×B×C×D)
	軒下ひろば	日	500円	㎡	×2	円
	芝生ひろば	日	1,200円	区画	×2	円

上記のとおり、休憩施設の使用を許可します。

令和 年 月 日

様

諫早市長 大久保 潔 重
(公印省略)

※印の欄は記入しないでください。

使用許可の条件

- 1 使用許可財産を目的外の用に供し、又は現状を変更及び建物若しくは工作物を設置してはならない。ただし、承認を受けて変更した場合は、使用期間満了の際に原状に回復すること。
- 2 使用者が故意又は過失により当該財産を荒廃させ、又は滅失し、若しくは毀損したときは、自己の費用で原状に復し、又はこれに要する金額を賠償すること。
- 3 使用期間中であっても公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、使用者が使用条件に違反したとき、その他市長が必要と認めたときは、いつでも使用許可を取り消し又は使用に制限を加えることがある。この場合、使用者に損失が生じることがあっても、その補償を要求することはできない。
- 4 使用許可物件の維持修繕その他管理費用については使用者の負担とし、当該財産の使用によって、市又は第三者への事故若しくは損害が発生したときは、使用者が責任をもって解決し、損害を賠償すること。
- 5 使用料は、市長が定める期日までに納入すること。